

議案第 12 号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和３８年東郷町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の６．４３」を「１００分の６．９７」に改める。

第５条中「２７，４００円」を「２９，８００円」に改める。

第５条の２第１号中「２０，１００円」を「２０，９００円」に改め、同条第２号中「１０，０５０円」を「１０，４５０円」に改め、同条第３号中「１５，０７５円」を「１５，６７５円」に改める。

第６条中「１００分の２．３１」を「１００分の２．４８」に改める。

第７条の２中「９，５００円」を「１０，３００円」に改める。

第７条の３第１号中「６，９００円」を「７，２００円」に改め、同条第２号中「３，４５０円」を「３，６００円」に改め、同条第３号中「５，１７５円」を「５，４００円」に改める。

第８条中「１００分の２．１２」を「１００分の２．１９」に改める。

第９条の２中「１１，０００円」を「１１，３００円」に改める。

第２３条第１項第１号ア中「１９，１８０円」を「２０，８６０円」に改め、同号イ(イ)中「１４，０７０円」を「１４，６３０円」に改め、同号イ(ロ)中「７，０３５円」を「７，３１５円」に改め、同号イ(ハ)中「１０，５５３円」を「１０，９７３円」に改め、同号ウ中「６，６５０円」を「７，２１０円」に改め、同号エ(イ)中「４，８３０円」を「５，０４０円」に改め、同号エ(ロ)中「２，４１５円」を「２，５２０円」に改め、同号エ(ハ)中「３，６２３円」を「３，７８０円」に改め、同号オ中「７，７００円」を「７，９１０円」に改め、同項第２号ア中「１３，７００円」を「１４，９００円」に改め、同号イ(イ)中「１０，０５０円」を「１０，４５０円」に改め、同号イ(ロ)中「５，０２５円」を「５，２２５円」に改め、同号イ(ハ)中「７，５３８円」を「７，８３８円」に改め、同号ウ中「４，７５０円」を「５，１５０円」に改め、同号エ(イ)中「３，４５０円」を「３，６００円」に改め、同号エ(ロ)中「１，７２５円」を「１，８００円」に改め、同号エ(ハ)中「２，５８８円」を「２，７００円」に改め、同号オ中「５，５００円」を「５，６５０円」に改め、同項第３号ア中「５，４８０円」を「５，９６０円」に改め、同号イ(イ)中「

4, 020円」を「4, 180円」に改め、同号イ(イ)中「2, 010円」を「2, 090円」に改め、同号イ(ロ)中「3, 015円」を「3, 135円」に改め、同号ウ中「1, 900円」を「2, 060円」に改め、同号エ(イ)中「1, 380円」を「1, 440円」に改め、同号エ(ロ)中「690円」を「720円」に改め、同号エ(ハ)中「1, 035円」を「1, 080円」に改め、同号オ中「2, 200円」を「2, 260円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 110円」を「4, 470円」に改め、同号イ中「6, 850円」を「7, 450円」に改め、同号ウ中「10, 960円」を「11, 920円」に改め、同号エ中「13, 700円」を「14, 900円」に改め、同項第2号ア中「1, 425円」を「1, 545円」に改め、同号イ中「2, 375円」を「2, 575円」に改め、同号ウ中「3, 800円」を「4, 120円」に改め、同号エ中「4, 750円」を「5, 150円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改めること。（第3条、第5条から第6条まで、第7条の2から第8条まで及び第9条の2関係）

区分			改正後	改正前
			令和7年度分以後	令和6年度分まで
基礎課税額	所得割額		6.97%	6.43%
	均等割額		29,800円	27,400円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	20,900円	20,100円
		特定世帯	10,450円	10,050円
		特定継続世帯	15,675円	15,075円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額		2.48%	2.31%
	均等割額		10,300円	9,500円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,200円	6,900円
		特定世帯	3,600円	3,450円
		特定継続世帯	5,400円	5,175円
介護納付金課税額	所得割額		2.19%	2.12%
	均等割額		11,300円	11,000円
	平等割額		[5,700円]	5,700円

[]は改正なし。

- (2) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。
(第23条第1項関係)

区分		改正後	改正前
		令和 7 年度分以後	令和 6 年度分まで
基礎課税額	7 割軽減	20,860 円	19,180 円
	5 割軽減	14,900 円	13,700 円
	2 割軽減	5,960 円	5,480 円
後期高齢者支援 金等課税額	7 割軽減	7,210 円	6,650 円
	5 割軽減	5,150 円	4,750 円
	2 割軽減	2,060 円	1,900 円
介護納付金課税 額	7 割軽減	7,910 円	7,700 円
	5 割軽減	5,650 円	5,500 円
	2 割軽減	2,260 円	2,200 円

(3) 低所得世帯に係る世帯別平等割額の減額について次のように改めること。

(第 23 条第 1 項関係)

区分			改正後	改正前
			令和 7 年度分以後	令和 6 年度分まで
基礎 課 税 額	7 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	14,630 円	14,070 円
		特定世帯	7,315 円	7,035 円
		特定継続世帯	10,973 円	10,553 円
	5 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	10,450 円	10,050 円
		特定世帯	5,225 円	5,025 円
		特定継続世帯	7,838 円	7,538 円
	2 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	4,180 円	4,020 円
		特定世帯	2,090 円	2,010 円
		特定継続世帯	3,135 円	3,015 円

後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額	7 割 軽 減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5, 0 4 0 円	4, 8 3 0 円
		特定世帯	2, 5 2 0 円	2, 4 1 5 円
		特定継続世帯	3, 7 8 0 円	3, 6 2 3 円
	5 割 軽 減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3, 6 0 0 円	3, 4 5 0 円
		特定世帯	1, 8 0 0 円	1, 7 2 5 円
		特定継続世帯	2, 7 0 0 円	2, 5 8 8 円
	2 割 軽 減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1, 4 4 0 円	1, 3 8 0 円
		特定世帯	7 2 0 円	6 9 0 円
		特定継続世帯	1, 0 8 0 円	1, 0 3 5 円
介護納 付金課 税額	7 割軽減		[3, 9 9 0 円]	3, 9 9 0 円
	5 割軽減		[2, 8 5 0 円]	2, 8 5 0 円
	2 割軽減		[1, 1 4 0 円]	1, 1 4 0 円

[]は改正なし。

(4) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

(第 2 3 条第 2 項関係)

区分		改正後	改正前
		令和 7 年度分以後	令和 6 年度分まで
基礎課税額	7 割軽減	4, 4 7 0 円	4, 1 1 0 円
	5 割軽減	7, 4 5 0 円	6, 8 5 0 円
	2 割軽減	1 1, 9 2 0 円	1 0, 9 6 0 円
	上記以外	1 4, 9 0 0 円	1 3, 7 0 0 円
後期高齢者支援 金等課税額	7 割軽減	1, 5 4 5 円	1, 4 2 5 円
	5 割軽減	2, 5 7 5 円	2, 3 7 5 円
	2 割軽減	4, 1 2 0 円	3, 8 0 0 円
	上記以外	5, 1 5 0 円	4, 7 5 0 円

3 施行期日等

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。
- (2) 改正後の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用すること。